主 文 本件抗告を却下する。 理 由

抗告人は「原決定を取り消す。本件債権差押ならびに転付命令申請事件を東京地方裁判所に移送する。」との裁判を求めて本件抗告に及んだものて、その抗告の理由は別紙のとおりである。

按ずるに、民事訴訟法第五九五条、第五六三条によれば、債権差押命令についての執行裁判所は債務者の普通裁判籍を有する他の地方裁判所とされ、しかもその裁判籍は専属であるところ、同法第二七条により、専属管轄の定めのある場所は同法第九条の事務所、営業所所在地の特別裁判籍の規定は適用されないのであつて、本件の債務者たる抗告人の住所が東京都中央区に存することは本件記録中の商業登記簿謄本により明らかであるから、その支店が札幌市に存在すると否とに拘わらず、札幌地方裁判所の発した本件債権差押ならびに転付命令は専属管轄に違背するものといわなければならない。

〈要旨〉しかしながら執行裁判所が利害関係人を審尋しないでなした執行処分たる決定に関しては、これに異議ある〈/要旨〉利害関係人は先ず民事訴訟法第五四四条第一項により異議の申立をなし、これにより執行裁判所の判断を経たうえ、その裁判に対し不服がある場合に同法第五五八条により即時抗告をなすべきものである(大審院昭和六年三月二五日決定、大審院民事裁判例集一〇巻二号八八頁参照)。けだし同法第五五八条により即時抗告をなすことができるのは裁判の性質を有するものに限るのであり、たとえ決定の形式によるものであつて、前記のように強制執行の方法たる処分は同法第五五八条の対象とならないと解するのを相当とするからである。

よつて本件抗告は不適法として却下することとし、主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 伊藤淳吉 裁判官 田中恒朗 裁判官 島田礼介)